

役員等報酬規程

社会福祉法人 黒木福社会

第1章 総則

（目的）

第1条 この規定は社会福祉法人黒木福祉会（以下「当法人」という）の役員及び評議員等の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規定でいう役員とは理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会の出席）

第3条 役員が理事会、評議員選任・解任委員会に出席したとき及び、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

（理事長の報酬等）

第4条 非常勤の理事長の報酬は、月額120,000円（交通費含む）とし、賞与は支給しない。
また、理事長を職員が兼務する場合は、給与、賞与、諸手当とは別に月額30,000円を支給する。

（理事及び評議員の報酬）

第5条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

（監事の報酬）

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を、指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の報酬）

第7条 苦情第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

（評議員選任・解任委員の報酬）

第8条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときには別表1により報酬を支払うことができる。

（役員・評議員の退任慰労金）

第9条 役員及び評議員の退任の際には別表2により退任慰労金を支払うことができる。

(適応除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員はこの規定を適用せず、旅費規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

第11条 役員、評議員等に対する報酬等の支払いは、当該会議等に参加した都度支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 退任慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後2カ月以内に支給する。但し、再任する場合はこの限りではない。死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

(改廃)

第12条 この規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補則)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則

この規定は令和2年9月1日より施行する。

この規定は令和7年6月12日より一部改正し施行する。

別表1 (役員等の報酬)

名称	報酬	
	日額	
理事会出席報酬	日額	6,000 円
評議員会出席報酬	日額	6,000 円
監事監査指導報酬等	日額	6,000 円
苦情対応第三者委員会報酬	日額	6,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	日額	6,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	日額	6,000 円

別表2 (役員・評議員の退任慰労金)

在任期間	退任慰労金
1年～5年未満	10,000 円
5年以上	30,000 円